

新聞報道における「障害児の母親の就労」

美浦 幸子¹

“The Employment of Mothers of Children with Disabilities” in Newspaper Reports

Sachiko Miura

1. はじめに

1.1 問題の所在

厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、18歳未満の子どもがいる母親の就業率は2019年に72.4%だったが、障害児の母親の就業率は東京・渋谷区で54.5%、目黒区で51.3%²と低率だった。日本政府は1994年「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定以降、少子化対策、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいるが、田中（2019：167）が指摘するように「障害に配慮しない社会の仕組み、すなわち障害のない子どもの子育てを想定した制度設計がなされていることで、それへの対応が困難な障害児の場合は、制度の狭間に落ちてしまう」のが現状である。現行制度では対応困難な障害児の母親が就労するには、子どもの障害に配慮した就労支援策が必要だが、東京23区内、第1期障害児福祉計画を含む各区の障害者計画・プランで、障害児の保護者の就労支援に施策を伴い言及していたのは半数に満たない9区であった（美浦，2019：13）。

両立支援である保育所、放課後児童クラブ(学童保育)の待機児童解消は政治課題とされ、取り組みが報道される一方、それだけでは改善しない障害児に関する報道は稀であり、社会に広く認知されているとは言い難い。近年ではソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)により、困難を抱えた当事者による意見の発信が可能だが、SNS普及以前から今日に至るまで、社会問題の可視化を担ってきたのはマスメディアの報道だろう。管見の限り、障害児の母親の就労を対象とした報道分析をした研究はない。そこで本研究では、新聞が「障害児の母親の就労」をどのように報じてきたかを検証する。

マスメディアの中で新聞を対象としたのは、第一に新聞発行部数は減少傾向にある³が、新聞社の記事がインターネット上のニュース関連サイトの情報源となっている場合が多いことから、新聞記事は購読部数以上に読まれており、事象の社会問題化への影響力が大きいと判断したこと、第二に新聞は同一テーマの扱い方を長期的に検証するのに適しているためである。

¹ 昭和女子大学現代ビジネス研究所 研究員

² 渋谷区（2020：112）は、「一般企業」「官公庁・団体」「自営業・在宅就労」を加算した。目黒区（2020：77）は、「母親がフルタイム勤務」「母親がパート・アルバイト勤務」を加算した。

³ 日本新聞協会（2020-b）「新聞の発行部数と世帯数の推移」

1.2 障害に関連した新聞報道を対象とした先行研究

障害関連の新聞報道を分析対象にした先行研究は、①記事の件数、分量、掲載面、記述内容、社会状況・時期による対象の取り上げ方・描き方を考察した研究、②一定期間における障害概念の変容を考察する研究、③事件等の事実関係を新聞によって確認し、利用した研究に大別できよう。①には、藤田による 1980 年代の継続研究「新聞にみる障害者に対する社会の意識」、富永・塚崎・服部（1993）「新聞社説にみる戦後日本の障害者問題」、蘭（2003）、辻・上地（2014）、遠藤（2018）らのパラリンピック報道に関する研究等がある。②には、宮崎（2016）、松浦（2018）の発達障害の概念分析等がある。③には、柴崎（2006）、夏堀（2008）の障害児者殺人の研究等がある。

障害児の母親については、藤田（1982；53,58）が 1981 年の朝日新聞、毎日新聞、読売新聞掲載の障害者関連記事を内容別にカテゴリー化し、「心身障害児・者の家族」カテゴリーにおいて言及している。記事には（1）多くは母親による投書で、障害児を養育してきた過程で感じた喜びや苦しみ、悟りなどを扱った記事、（2）子どもの将来を悲観した子殺し、親子心中の記事、（3）親が社会に障害理解を求める記事の 3 つの傾向があり、新聞に表現された障害者に対する社会の意識として、母親を前面に出し、母親に責任を負わせる表現になっていると考察している。藤田の研究では、母親の就労への言及はなかった。

2. 研究対象と方法

2.1 研究対象

研究対象は 1994 年 1 月 1 日から 2020 年 8 月 31 日までの朝日新聞全国版（東京本社発行）および読売新聞全国版（東京本社発行）掲載記事とする。1994 年を起点としたのは、エンゼルプランが同年 12 月に策定されたことによる。朝日新聞（以下、朝日）、読売新聞（以下、読売）を対象としたのは、いずれも全国紙で販売部数が上位にあり、新聞社として朝日は革新的、読売は保守的と対照的なイメージで捉えられ⁴、報道の傾向が異なる可能性があるためである。

2.2 研究方法

以下の [1] ～ [3] の項目を分析・検証し、考察を行う。

[1] 障害児の母親関連記事の量的把握

新聞記事データベースを使用し、障害児の母親、父親が取り上げられた記事を検索し、記事件数と人数を確認し、量的に比較する。次に、母親が取り上げられたテーマを分類し、母親の就労関連記事を抽出、記事件数と母親の人数を確認し、記事全体における就労関連記事の比重を量的に把握する。

⁴ 新聞通信調査会（2009：6）によると、全国紙について保守的イメージが強かったのは読売、産経新聞の順、革新的イメージが強かったのは朝日、毎日新聞の順で、日本経済新聞はその中間に位置していた。

[2] 就労関連記事の掲載傾向の分析

母親の就労への言及が推測されるキーワードを検索し、得られた関連記事を [1] で抽出した就労関連記事に追加する。これらの記事について、掲載年、掲載面、母親の就労の可否、子どもの障害種・状態を時系列で整理する。その際、政府による両立支援、障害児支援等の動向との関連、記者による記事と読者からの投稿との比較を行い、掲載記事の傾向を分析する。

[3] 就労関連記事の記述の検証

[2] で取り上げた就労関連記事を両立に関わる社会資源別に整理し、記事が障害児の母親の就労をどのように描いてきたかを検証する。

3. 結果

3.1 障害児の母親関連記事の量的把握

新聞記事データベース「朝日新聞聞蔵Ⅱビジュアル」「ヨミダス歴史館」を使用し、「障害児 AND 母親」を「朝刊・夕刊」「本紙のみ（朝日）／全国版（読売）」「東京本社発行⁵」の条件下で検索したところ、朝日 309 件、読売 283 件の記事が確認された。これらの記事を表 1 の基準で選択した結果、対象記事数は朝日 103 件、読売 80 件、対象となった母親は朝日延べ 150 人、読売延べ 102 人であった⁶。1 件の記事に複数人について書かれている場合があるため、記事本数と母親の人数は一致しない。

「障害児 AND 父親」を同条件で検索し、表 1 の「母親」を「父親」に置き換え、同基準で選択したところ、対象記事は朝日 17 件（内、10 件は母親と重複）、読売 7 件（内、4 件は母親と重複）、対象となった父親は朝日 18 人、読売 7 人であった。母親と父親を比較すると、記事数では朝日で母親が 85.8%⁷、読売が 92.0%、人数では朝日で母親が 89.3%、読売で 93.6%と、いずれも 90%前後が母親であった。

⁵ 朝日には東京本社の他に大阪、名古屋、西部（九州）、北海道本社があるが、データベースは東京本社発行の最終版紙面が基本であり、他本社発行表記のある記事は東京本社版には掲載されないため、全国的に掲載されなかったと判断した。これに合わせ、読売も東京本社発行記事を対象とした。

⁶ 連載記事等で同一人物を複数回掲載した記事があるため、延べ人数とした。

⁷ 小数点第 2 位を四捨五入した。以下、同様。

表 1 対象記事の選択基準

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・記事中の「障害児」と「母親」に親子関係がある場合 ・「障害児 AND 母親」で検索された記事の内、「障害児」ではなくダウン症児等、障害種で書かれていた場合 ・「障害児 AND 母親」で検索された記事の内、「母親」とは表記されていないが、実名、お母さん、妻、女性等、明らかに障害児の母親を指す場合
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の「対象」に該当せず、記事中の「障害児」と「母親」に親子関係がない場合 ・「障害児の母親」が特定の個人を指さない、属性、集合体として用いられた場合 ・「障害児」「母親」が記事中の伝聞等で言及され、執筆者（＝記者、投稿者）と「障害児」「母親」との間に、取材等の直接の関係がない場合⁸ ・障害者の子ども時代について等、記事執筆時に「障害児」ではない場合 ・過去について書かれた記事で、執筆時に「障害児」か障害者かが不明な場合 ・「障害児」または「母親」が記事執筆時に死亡している場合 ・「障害児」がプロフィールや用語解説のみで言及された場合 ・「障害児」「母親」が写真キャプションのみで言及された場合 ・映画、出版物等、フィクションでの登場人物である場合 ・海外事情、外国人に関する記事

※筆者作成。

母親を取り上げた記事を精読し、テーマ別にカテゴリー化した結果、親役割で描かれたテーマには「教育」「福祉」「医療」「余暇活動」「活動（団体設立等）」「政策・制度」「社会（障害理解、事件、虐待等）」「その他（被災、きょうだい児等）」があり、母親を当事者としたテーマには「親として（障害受容、ストレス、子どもへの接し方等）」「個人として（就労等）」があった。

「個人として」に属する、母親の就労と子育て・ケアの両立に言及がある記事は朝日 18 件（対象記事の 17.5%）、読売 8 件（同 10%）、母親の人数は朝日 21 人（対象人数の 14%）、読売 12 人（同 10.8%）だった。就労関連記事は件数、人数共に、母親が取り上げられた記事全体の 10%台であった。

障害児の親として取り上げられるのは父親に比べて母親が圧倒的に多く、母親は障害児の親役割で描かれる場合が大半であり、就労と子育て・ケアを両立する、または両立に困難を抱えた当事者として描かれた記事は全体の 10%台であった。

⁸ 障害関連報道への意見・感想の投稿は、投稿者と障害児、母親、父親に直接の関係がないため対象外とし、事件・事故、虐待等に関する記事の内、発表等に基づく記事は対象外とし、会見・取材に基づく記事は対象とした。

3.2 就労関連記事の掲載傾向の分析

前項で抽出した母親の両立に言及がある記事の内、記者によって書かれた記事を表 2-1 に年、主な国の動向、国の動向への言及の有無、掲載面、就労の可否、子どもの障害種・状態を時系列で整理した。国の動向の内、一般施策の両立支援は太字とし、国の動向への言及の内、一般施策には◎、障害児向けの法、計画、事業、検討会等には○、言及がない場合には空欄とした。就労の可否は、就労中の事例を○、就労継続に困難が生じている事例を△、就労不可の事例を×とした。通し番号として朝日に「A-数字」、読売に「Y-数字」を付加した。朝日には読者からの投稿記事があり、投稿については表 2-2 に年、掲載面、就労の可否、子どもの障害種・状態を時系列で整理し、通し番号「a-数字」を付加した。

「障害児 AND 母親」以外に、両立への言及が推測されるキーワードを検索し⁹、母親の就労と無関係な記事、重複記事、制度解説等を除き、朝日では A-3 (障害児 AND 親 AND 働)、A-4 (障害児 AND 親 AND 仕事)、a-3 (障害児 AND 親 AND 仕事)、a-5 (障害児 AND 親 AND 働)、a-6 (障害児 AND 学童 AND 働)、読売では Y-3 (障害児 AND 親 AND 仕事) を表に追加した。なお、a-5 は父親による投稿だが、共働きでの両立に言及があり、母親の就労を含むものと判断した。記事見出しは巻末 [記事一覧] に掲載した。なお、以下では医療的ケア児を医ケア児、放課後等デイサービスを放デイと表記する。

表 2-1 就労関連記事

年	主な国の動向	国の動向への言及	通し番号		掲載面	就労の可否	子どもの障害種・状態
1994	エンゼルプラン			Y-1	社会	○	脳性まひ
1995			A-1		家庭	○	ダウン症
1996			A-2		日曜版	○	最重度
				Y-2	解説	○	ダウン症
1998	障害児通園 (デイサービス) 事業	○		Y-3	生活	×	重度障害+経管栄養 (医ケア児)
				Y-4	生活	○	遷延性意識障害児
1999	新エンゼルプラン						
2002			A-3		くらし	○	知的障害
2003	児童デイサービス	◎	A-4		家庭	○	心身に重い障害
2004	子ども・子育て応援プラン	○	A-5		生活	○	筋ジストロフィー
						○	未記載

⁹ キーワードは「障害児 AND 親/保護者 AND 就労/仕事/働」「児童デイサービス AND 就労/仕事/働」「日中一時支援 AND 就労/仕事/働」「障害児タイムケア」「児童発達支援 AND 就労/仕事/働」「放課後等デイサービス AND 就労/仕事/働」「障害児 AND 保育園 (朝日) / 保育所 (読売) AND 就労/仕事/働」「障害児 AND 学童 AND 就労/仕事/働」。

2005	障害児タイムケア事業						
2006	日中一時支援事業						
2008	厚労省・障害児支援の見直しに関する検討会						
2010	子ども・子育てビジョン						
2012	児童発達支援、放デイ						
2014	厚労省・障害児支援の在り方に関する検討会		A-6		教育	○	発達障害
		○		Y-5	安心	○	ダウン症
		◎	A-7		生活	○	ダウン症 心身の発達の遅れ
2015	子ども・子育て支援新制度	○	A-8		教育	○	未記載
2016	障害者総合支援法 ・児童福祉法改正			Y-6	生活	○	医ケア児
2017	第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画	○	A-9		社会	○	医ケア児2人
		○	A-10		総合	○	医ケア児
			A-11		オピニオン・ 記者有論	○ ○	医ケア児 医ケア児
		○		Y-7	生活	○ ○ ○ ○	医ケア児2人 医ケア児2人 医ケア児 医ケア児
		○	A-12		総合	○	難病・医ケア児2人
		○	A-13		総合	○	発達障害
2018		○		Y-8	解説	○ ×	難病・医ケア児 重度障害・医ケア児
		○	A-14		教育	○	骨形成不全症 ・医ケア児
			A-15		教育	○	滑脳症・医ケア児
2019				Y-9	生活	○	先天性ミオパチー ・医ケア児

※表 2-1、2 共に、医ケア児の表記がなく、医療的ケアに言及がある場合、(医ケア児)とした。

※A-1 と Y-2、A-9 と Y-7 上段、A-12 と Y-7 中段はそれぞれ同一人物。

※筆者作成。

表 2-2 就労関連の投稿

年	通し番号	掲載面	就労の可否	子どもの障害種・状態
1994	a-1	家庭・ひととき	△	知的障害
1995	a-2	オピニオン・声	○	精神発達遅滞
2005	a-3	オピニオン・声	×	気管切開児（医ケア児）
2008	a-4	オピニオン・声	△	自閉症
2010	a-5	オピニオン・声	△	肢体不自由+経管栄養（医ケア児）
2014	a-6	オピニオン・声	○	ダウン症
2018	a-7	オピニオン・声	△	発達障害
2019	a-8	オピニオン・声	×	自閉症スペクトラム

※筆者作成。

対象期間 26 年 8 カ月において、朝日・記事は 15 件 18 人、投稿は 8 件 8 人、読売は 8 件 12 人（投稿は 0 件）を取り上げていた。記事は朝日で 1995、1996、2002、2003、2004、2014、2015、2017、2018 の各年に掲載され、投稿 8 件の内、5 件が記事掲載のない年に掲載されていた。読売の記事は 1994、1996、1998、2014、2016、2017、2018、2019 の各年に掲載されていた。両紙共、記事は 2014 年以降、特に 2017 年以降に集中していた。対象期間 26 年 8 カ月の内、朝日では計 17 年 8 カ月、読売では計 18 年 8 カ月に記事掲載がなかった。

国の動向では、一般施策の学童保育について朝日に 1 件（A-4）、子ども・子育て支援新制度について朝日に 1 件（A-7）あり、その他は全て障害児に関する国・政府、厚労省、文部省・文科省の動向への言及だった（調査データの引用は除く）。国の動向に言及した記事は朝日で 15 件中 9 件、読売で 9 件中 4 件、全 24 件中 13 件と半数以上あった。

掲載面は、朝日で日曜版 1 件、家庭 3 件（内、1 件は投稿）、暮らし 1 件、生活 2 件、教育 4 件、社会 1 件、総合 3 件、オピニオン・記者有論 1 件、投稿のオピニオン・声が 7 件だった。家庭とくらは 2004 年に生活に統合されたため、ここでは生活 6 件と見なす。最も多い掲載面はオピニオン・声で、続いて生活だった。記事は 1996 年の日曜版を除き、2004 年まで生活で掲載され、2014 年に教育と生活、2015 年以降は生活がなくなり、教育、社会、総合、オピニオン・記者有論で掲載され、掲載面に変化があった。読売では社会 1 件、解説 2 件、生活 5 件、安心 1 件で、生活での掲載が最も多く、掲載面の変化は見られなかった。

就労の可否は、朝日の記事で就労可能が 18 人、投稿で就労可能が 2 人、就労継続困難が 4 人、就労不可が 2 人、読売で就労可能が 11 人、就労不可が 2 人だった。朝日では就労継続困難と就労不可の全てが投稿で、記事は全て就労可能事例だった。両紙共、就労可能事例が大半を占めていた。

記載があった子どもの障害種・状態は、朝日の記事で医ケア児 9 人、ダウン症 2 人、発

達障害 2 人と続き、投稿で知的障害・精神発達遅滞、医ケア児、自閉症（スペクトラム）が各 2 人等だった。読売では医ケア児 10 人、ダウン症 2 人と続いた。記事では両紙共に医ケア児が中心、次いでダウン症であり、投稿では障害種・状態に偏りはみられなかった。

なお、上記の他に障害児の親の就労に言及がある政策・制度、社会資源の解説・情報、寄稿があった。保育園は読売 1 件、学童保育は朝日 2 件、読売 3 件、障害児タイムケアは朝日 1 件、放課後クラブは読売 1 件、自治体による預かり事業は読売 1 件（セミナーでの発言内）、日中一時支援は読売 3 件、児童発達支援は朝日 2 件（同一人物による寄稿）、放デイは朝日 2 件（内、1 件は寄稿）、読売 1 件であった。寄稿を除いた記事は朝日で計 4 件、読売で計 10 件だった。

3.3 就労関連記事の記述の検証

両立に関わる記述を表 3-1、2 に社会資源別に整理した。記事執筆時点で就労中であっても、就労上の困難を経験した場合には困難の要因、問題点の指摘箇所を記載した。医療的ケアの有無により、支援者の資格、施設の体制が異なるため、医ケア児と医ケア児以外を区別した。

医ケア児以外について朝日の記事では保育園入園困難、学童保育での受け入れ増加、放課後対策、放デイで就労可能の記述があった。投稿では、療育での両立困難、学童保育での受け入れ困難、放デイでの就労困難、移動支援の確保困難の指摘があった。医ケア児では保育園受け入れ不可、学校付き添い、訪問教育での両立困難、重症児デイサービス不足の指摘があった。医ケア児の保育園、学校に関連する困難は 2005 年、2010 年に投稿があるが、記事掲載は 2017 年以降だった。記事で「共働き」が使用されたのは、表 3 未記載を含め A-1、A-10（母親の発言内）、A-11、A-13、A-14 の 5 件で、A-1 を除く 4 件は 2017 年以降だった。

読売では医ケア児以外について、児童発達支援が両立に対応していない指摘があった。医ケア児では保育所受け入れ不十分、学校付き添いによる両立困難、母親による重症児デイ開設を取り上げていた。記事中で「共働き」が使用されたのは Y-5 の 1 件で、父親の発言内であった。

朝日の記事では、保育園入園に困難があるが、学齢期は学童保育での受け入れが増加し、放デイの預かりでも母親の就労が可能になり、近年の課題は医ケア児の親の共働きにあると捉えている可能性がある。投稿では記事と異なり、医ケア児に限らず、就労困難の訴え、要望、問題提起が続いていた。読売の記事では、課題は主に医ケア児にあり、学齢期、医ケア児以外の障害児の母親の就労を課題と捉えていない可能性がある。

表 3-1 障害児（医ケア児以外）の母親の両立に関連する社会資源

	朝日・投稿	朝日・記事	読売・記事
療育・ 児童発 達支援	幸い、私は時間の融通が利く仕事だ。しかし、フルタイムの会社勤めの母親には仕事との両立が難しい、という話を聞いた。(a-2 1995年9月7日)		(略)夫婦のどちらかが休暇を取って連れて行かねばならない。(Y-5 2014年7月15日)
保育園		この待機児童問題のかげに隠れているが障害児の保護者にとってはさらに狭き門になっている。(A-7 2014年7月18日)	
学童 保育	(略) 放課後に預かってもらう学童保育が見つかりません。(a-4 2008年3月26日) 障害があっても、地域の学童保育で受け入れてもらえるようにしてほしい。(a-6 2014年6月1日) 「学童落ちた」。(a-7 2018年3月4日)	学校内にも市の学童保育がある。だが、障害児を受け入れていない。(A-3 2002年5月31日) (略) 障害児を受け入れる学童保育が増えてきた。(A-4 2003年7月18日) 入所は快諾された。かたくりクラブは、障害児も積極的に受け入れている。(A-6 2014年2月5日)	
自治体 放課後 対策		働く意欲のある親が増え、子どもにとっても同世代で遊ぶ時間が必要だからだ。(A-5 2004年9月29日)	
放デイ	放課後のデイサービスも探したが、遠いうえに希望者が多くて、毎日利用できないという。(a-6 2014年6月1日)	(略)「本人も、とてもいい顔で帰ってくる。私もこうした場があるので働ける」と話した。(A-8 2015年4月10日) 障害のある子どもは一般の学童保育では対応が難しいため、放課後デイは共働き世帯のニーズが高い。／障害児を放課後や長期休暇中に預かるサービス。(A-13 2017年12月24日)	
移動 支援	通学や帰宅を支援するヘルパーを毎日、確保するのも困難を極めた。(a-6 2014年6月1日)		

※筆者作成。

表 3-2 医ケア児の母親の両立に関連する社会資源

	朝日・投稿	朝日・記事	読売・記事
保育	親は毎日吸引に出かけなければなりません。／仕事にも就けず、 (略) (a-3 2005年11月14日)	気管切開し、胃ろうがある医療的ケア児を預かる保育園や幼稚園は見つからなかった。(A-10 2017年1月29日) 1年前までは保育園に通っていたが、医療的ケアが必要になったため、預かってもらえなくなった。(A-11 2017年6月1日)	医療上のケアの必要な子どもたちの家に担当者が訪れ、親が働きに出る間、子どもを預かる。(Y-6 2016年10月10日) 特に、様々な事情で働く女性が増える中、保育所での受け入れが不十分と指摘する声が強い。(Y-8 2018年4月19日)
学校	(略)、共働きの継続は絶望的だ。 ／親は終日待機も余儀なくされる。(a-5 2010年4月27日)	一方、特別支援学校でも人工呼吸器を使っていると通学バスに乗ることができず、授業の間は親の付き添いを求められる。／「(略) 訪問教育しか選択肢がありませんでした」と話す。(A-14 2018年5月13日) 《小・中学校は義務教育です。国が(学校に行かせなさいといっているのに医療的ケア児だけが行かせられる状況にない。親は仕事ができない。(略)》(A-15 2018年5月14日)	結局、石井さんが仕事を犠牲にして学校に付き添うことで、入学することができた。 (Y-3 1998年3月20日)
重症児 デイサービス		「預かる施設が著しく不足している」と感じる。そこで宮本さんは、同じ医療的ケア児の家族とともにNPO法人「Solways(ソルウェイズ)」を設立。(A-9 2017年1月16日) 子どもたちを義母に預けて小児専門の病院で看護師として働いてきたが、預けられなくなり、昨秋に「子どもたちの居場所をつくる」と決意。(A-12 2017年6月21日)	薬剤師として働いていたが、子どもの預け先がなくて離職した経験があり、子どもが日中に過ごせる場所づくりが必要と感じた。(Y-7 2017年6月13日) 昨年暮れに離婚し、自分の子の面倒を見るには仕事を辞めざるを得なくなったことから、開設を決めた。(Y-7 2017年6月13日) ブラーノでは、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な子どもや重度の障害児を持つ母親が、子どもを預けながら働くことができる。(Y-9 2019年1月28日)

※保育には居宅訪問型児童発達支援 (Y-6) を含む。

※筆者作成。

4. 考察

4.1 子ども、障害児、医ケア児

1994 年以降、新聞が一般施策の両立支援に障害のある「子ども」を包摂して取り上げることは稀であり、それに伴い母親の両立支援への視点も弱かったと推察される。同年以降、朝日では就労困難や就労不可を訴える投稿が複数あったが、それらに連動して問題提起する記事はなく、読売では投稿がなかったのか、社の判断で不掲載だったのかは不明だが、投稿掲載がなかった。林（2008：31）は「家庭面では、一通の素人女性の投書や、読者の集会から記者が社会問題を発見して、調査報道を始め、やがてその時々で重要な世論形成の役割を担ったことも珍しくない」と指摘しているが、投稿の多くは家庭（生活）以外での掲載だったためか、障害児の母親の就労困難は「発見されなかった」といえる。

記事では掲載年、掲載頻度、子どもの障害種・状態から 2016 年を境に、以前は医ケア児以外の障害児を中心に散発的に、以後は医ケア児中心に継続的に報道していた。2016 年が境となったのは、同年の児童福祉法改正で地方公共団体の医ケア児支援が努力義務となり、医ケア児の母親である国会議員の存在も相まって（A-10 にインタビュー掲載）、「国が動いた」からであろう。

医ケア児家族への支援は喫緊の課題であり、報道が重要であることは言うまでもないが、そこに報道が集中することで、医ケア児以外の障害児の母親の就労困難を見逃してよいことにはならない。記事では何らかの困難があった場合でも、記事執筆時点で就労可能になった事例が大半であったが、就労阻害要因は就労困難・不可事例の中にある。投稿を含め、当事者の声を聞き、国の動向のいかにかわらず、政策・制度を点検して改善を促す報道が必要である。

4.2 障害児の母親の就労状況と就労阻害要因

障害児の母親の就労について、先行研究の知見と齟齬がみられる記事があった。

記事に A-5 「働く意欲のある親が増え」（2004 年 9 月 29 日朝日新聞）とあるが、筆者の先行研究の整理では、障害児の母親を対象とした 2004 年以前の調査の全てで、未就労者の半数以上が就労を希望していた（美浦，2019：3）。

放デイに関して A-13 「障害のある子どもは一般の学童保育では対応が難しいため、放課後デイは共働き世帯のニーズが高い」「障害児を放課後や長期休暇中に預かるサービス」（2017 年 12 月 24 日朝日新聞）とあった。春木（2019：34）は放デイに「無職、非正規就業、正規就業で利用日数の差はな」く、放デイ利用で「無職であった者が非正規就業で働き始め」たが、「正規就業で働くことは困難」だと指摘しており、放デイへのニーズは共働き世帯に限らず、就労可能な場合でも就業形態は限定的だといえる。児童福祉法は放デイを預かりサービスとは位置付けておらず、みずほ情報総研（2020；19,66）によると、長期休暇中の営業時間が 8 時間以上の放デイ事業所は 35.9%で、事業所 0 カ所の自治体もあり、放デイは就労を保障するものではない。厚労省は就労支援には日中一時支援等を活用

するように通知¹⁰しているが、日中一時支援は自治体によって運用状況が異なる。放デイ、日中一時支援共に自治体、事業所によって設置状況、開所時間にばらつきがあり、中高生を含め、子どもが学童保育に通所しない場合の就労支援策は確立されていない。放デイ開始後も学童保育について投稿があった（a-6,7）のは、放デイが学童保育の代替にならないことが要因だと推察されるが、記事は学童保育の代替として放デイで母親の就労が可能になったとの誤解を与えかねない。

また、障害児の保育園入園困難について A-7「待機児童問題のかげに隠れている」（2014年7月18日朝日新聞）としているが、新聞が報じてこなかったことも陰に隠れていた要因の一つだろう。

本研究での対象記事は両立への言及がある記事で、全てが両立に焦点化し、就労阻害要因の指摘を目的としたものではないが、記事で報じられていない問題点を含め、新聞は障害児の母親の就労状況、就労阻害要因を的確に把握してこなかった可能性がある。

4.3 新聞に内在する性別役割分業意識

医ケア児の母親が自治体から、A-11「働きたいってエゴじゃないですか」（2017年6月1日朝日新聞）、Y-7「自分で世話をすべきでは」（2017年6月13日読売新聞）と言われたとの経験談があった。重度障害者の母親である児玉（2020：63）は『『子どもに障害があったらお母さんが全面的に面倒を見るのが当たり前だし、それはお母さんだったら苦も無く出来るはずだ』という社会通念は根深かった』と指摘している。新聞でも障害児の母親は親役割で描かれることが圧倒的に多く、一社会人として描かれることは少なかった。

就労関連記事の掲載面は、読売が生活中心、朝日は生活中心から変化が見られた。日本新聞協会広告委員会（2012：32）によると、生活・家庭・料理ジャンルをよく読んでいるのは女性 50.3%、男性 15.0%であり、生活で掲載された「母親の就労」記事は、女性の問題と捉えられている可能性がある。朝日では 2017 年の A-11 で記者が医ケア児の父親であることを明かし、医ケア児関連記事 6 件全てが同記者による署名記事（A-9 は共同執筆）で、生活での掲載がなく、総合等で掲載された。2017 年以降、記事での「共働き」表記が増え、朝日では「母親の就労」から「共働き」へ問題意識が変わったと推察される。

日本新聞協会（2020-a）によると、新聞社・通信社の記者に占める女性の割合は 2020 年で 22.2%であり、内閣府男女共同参画局（2011；26,80）によると、新聞・編集部門の 1 週間の平均労働時間は女性で 40 時間以上が 85.4%、この内、50 時間以上が 54.5%で過半数を占めており¹¹、記者以外を含む新聞関連で働く子どものいる女性は 32.2%で、男性は 55.8%だった。編集部門は男性中心で長時間労働が常態化し、子育て中の女性は少数であることが推察される。白河（2019：130）は、取り上げるべきニュースを決める現場責任者を「ほとんどが男性で、専業主婦の妻を持ち、『24 時間が報道の基本』と信じて走って来た世

¹⁰ 厚労省（2016）社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発 0307 第 1 号

¹¹ 図表 3-10 より算出。

代だ」と指摘している。ケアを担わないケアレスマンを中心に制作してきた新聞は、長期にわたり、性別役割分業への批判的視点が弱く、子どもに障害がある場合はなおのこと母親によるケアを自明視し、障害児の母親を憲法第二十七条「勤労の権利」を有する個人として十分に認識してこなかったと推察される。

5. おわりに

新聞報道で「障害児の母親の就労」問題は、量的にも質的にも十分かつ的確に可視化されてこなかったといえよう。その要因として、新聞は一般施策の両立支援に障害児を包摂して報じることが稀で、障害児の母親を両立支援の対象と見なす視点が弱かったこと、新聞に内在する性別役割分業意識が子どもの障害によって強化された可能性が挙げられる。

朝日と読売を比較すると、特に医ケア児以外の学齢期障害児の母親について、朝日には散発的ながら事例取材した記事が複数あったが、読売にはなかった。朝日の記述からは「母親の就労」から「共働き」への問題意識の変化が看取できたが、読売では変化がみられなかった。「障害児の母親の就労」に関して、相対的に読売では性別役割分業意識が強い可能性がある。一方、朝日で「共働き」へ問題意識が変化した要因の一つに、医ケア児の父親である記者自らが共働きの課題に直面していたことが挙げられよう。記者はケアラーの経験・視点から、医ケア児の場合の就労阻害要因を把握しており、記事掲載面は女性読者の多い生活から総合等へ『『出世』した』（林，2002：260）。編集部門の現場責任者世代の男性は性別役割分業への批判的視点が弱いことが推察されたが、取材現場の記者には、自身の幼年期までに男女雇用機会均等法が施行された世代が増加し、共働きを志向する意識が高まっている可能性がある。ケアラー当事者、共働きの記者がケアレスマン中心に制作してきた新聞紙面に変化をもたらしたとすれば、異なる視点・経験、人材の多様性が報道の活性化に寄与したともいえるだろう。

翻って母親当事者には、国・自治体、新聞報道に変化をもたらすために、どのような取り組みが可能だろうか。2014年の厚労省・障害児支援の在り方に関する検討会では保護者の就労について、a-6と思われる朝日・投稿が取り上げられ、当事者である全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会、全日本手をつなぐ育成会から発言があった。Y-5「国も現在、障害児の支援策について、『親の就労支援』の観点からも強化することを検討中だ」（読売新聞2014年7月15日）とあるが、強化策は講じられなかった。上野・中西（2003：119）は『『要求なきところに福祉サービスなし』という原則がある。当事者の望むサービスを行政が進んで提供した前例はない』と指摘しており、国・自治体に対し、目的を共にする母親・父親が連帯して要望を上げ続けることが重要だろう。例えば、障害者計画・プラン等へのパブリックコメントの投稿や、議員への働きかけ、行政への要求活動が挙げられる。活動の際には報道機関にプレスリリースを送り、報道を要請することも一案だろう。また、朝日・投稿に連動した記事はなかったが、一部の新聞社では読者からの情報提供・調査依頼による取材・調査報道に取り組んでおり、個人として働きかけることも可能である。新

聞には当事者の声、活動と共に、その背景にある社会の構造的問題を明らかにする報道を期待したい。

最後に本研究の限界を述べる。本研究はデータベースでのキーワード検索を利用したため、例えば「障害児」を使用せず、障害・疾患名のみが使用された記事を収集しきれなかった可能性がある。全国紙を対象としたため、ブロック紙、県紙では傾向が異なる可能性があり、また、全国版を対象としたため、地方発の記事の多くは検証できなかった。今後の課題としたい。

[資料：記事一覧]

○朝日新聞

A-1：1995年9月27日「パソコン通信で手をつなぐ 働きながら障害児育てる母親たち」

A-2：1996年10月13日「(WAKUWAKU 倶楽部) 重い障害の娘と続ける旅」

A-3：2002年5月31日「帰宅時刻 高学年の受け入れ 自治体差くっきり 本社学童保育調査から (中)」

A-4：2003年7月18日「障害ある子も学童保育 既存施設の受け入れ広がる」

A-5：2004年9月29日「障害児に安心の空間 宿題パソコン…広がる放課後対策」

A-6：2014年2月5日「(いま子どもたちは) 放課後の家：5 障害のある子も、ない子も一緒に」

A-7：2014年7月18日「障害のある子、入園の壁 「普通に申請させて」親が市長に要望書」

A-8：2015年4月10日「障害児に放課後の居場所を 3年で倍増、5500カ所に」

A-9：2017年1月16日「ケア必要な子、受け皿を 人工呼吸器・たん吸引…施設整備の動き 家族の負担軽減へ」

A-10：2017年1月29日「(360°) 医療的ケア児、支える 野田氏「法に明文化、知ってもらう」

A-11：2017年6月1日「(記者有論) 障害児の親として 医療的ケア整備だけでなく 山下剛」

A-12：2017年6月21日「医療的ケア必要な子、預け先ないから作る 2児育てる看護師、施設を開所 茨城」

A-13：2017年12月24日「放課後デイサービス、急増 障害ある子預かり、5年で4倍に」

A-14：2018年5月13日「(いま子どもたちは) 学校に行きたい：1 ベッドが教室、宿題たくさん」

A-15：2018年5月14日「(いま子どもたちは) 学校に行きたい：2 義務教育なのに通えないなんて」

a-1：1994年4月6日「(ひととき) 障害児の母は働けぬ？」

a-2：1995年9月7日「(声) 障害児の親に療育の有休を」

- a-3: 2005 年 11 月 14 日 「(声) 気管切開児の環境整備して」
- a-4: 2008 年 3 月 26 日 「(声) 自閉症の子よ、働く母許して」
- a-5: 2010 年 4 月 27 日 「(声) 障害児の親縛る医療ケア体制」
- a-6: 2014 年 6 月 1 日 「(声) 障害児の学童保育も充実して」
- a-7: 2018 年 3 月 4 日 「(声) 障害児の学童、継続利用認めて」
- a-8: 2019 年 3 月 24 日 「(声) 障害児育てる母に就労支援を」

○読売新聞

- Y-1: 1994 年 11 月 1 日 「障害児持つママ頑張って 異色の子育て漫画 調布・井口さんが自分の体験明るく」
- Y-2: 1996 年 10 月 13 日 「[顔]障害児を持つ働く女性のパソコン・ネットワークを作った 玉井真理子さん」
- Y-3: 1998 年 3 月 20 日 「養護学校でも「経管栄養」を 父母ら訴え、見直しの動き」
- Y-4: 1998 年 5 月 12 日 「[21 世紀への医療ルネサンス]脳外傷を考える (9) 意識障害児に支援 (連載)」
- Y-5: 2014 年 7 月 15 日 「障害児保育 急がれる拡充 発達支援行方施設が不足」
- Y-6: 2016 年 10 月 10 日 「[医療ルネサンス]医療的ケア児 (2) 訪問保育 家族にゆとり (連載)」
- Y-7: 2017 年 6 月 13 日 「[生活調べ隊]広がる医療的ケア児通所施設 たんの吸引や胃ろうなど」
- Y-8: 2018 年 4 月 19 日 「[解説スペシャル]保育園でたん吸引・酸素吸入… ケアあれば 僕も通える」
- Y-9: 2019 年 1 月 28 日 「[医療ルネサンス]動き出す患者たち (3) 病児預け 社会とつながる (連載)」

[引用・参考文献]

- 蘭和真 (2003) 「ソルトレークシティーパラリンピックの新聞報道に関する研究—朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の記事分析」 (https://tokaigakuin-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=2504&item_no=1&page_id=13&block_id=21) 東海女子大学紀要 23、13-19 頁、2021.1.7.
- 一般社団法人日本新聞協会 (2020-a) 「新聞・通信社従業員数と記者数の推移」 (<https://www.pressnet.or.jp/data/employment/employment03.php>) 2021.1.7.
- 一般社団法人日本新聞協会 (2020-b) 「新聞の発行部数と世帯数の推移」 (<https://www.pressnet.or.jp/data/circulation/circulation01.php>) 2021.1.7.

- 遠藤華英 (2018) 「平昌パラリンピック大会に関する新聞報道の傾向分析」 (https://www.stage.jst.go.jp/article/parasapo/10/0/10_13/_pdf/-char/ja) パラリンピック研究会紀要、vol.10、13-24 頁、2021.1.7.
- 公益財団法人新聞通信調査会 (2009) 『第 2 回メディアに関する全国世論調査』 (<https://www.chosakai.gr.jp/wp/wp-content/themes/shinbun/asset/pdf/project/notification/jpyoronreport02-2009.pdf>) 2021.1.7.
- 厚生労働省 (2014) 障害児支援の在り方に関する検討会 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_175271.html) 2021.2.22.
- 厚生労働省 (2016) 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 障障発 0307 第 1 号 (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=%E9%9A%9C%E9%9A%9C%E7%99%BA0307%E7%AC%AC1%E5%8F%B7&dataId=00tc1862&dataType=1&pageNo=1&mode=0) 2019.12.14.
- 厚生労働省 (2020) 「2019 年国民生活基礎調査の概況」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>) 2021.1.7.
- 児玉真美 (2020) 『私たちはふつうに老いることができない 高齢化する障害者家族』 大月書店。
- 柴崎祐美 (2006) 「新聞報道にみる「障害児者殺人事件」の実態」 (<https://core.ac.uk/download/pdf/235234345.pdf>) 社会福祉、第 47 号、129-145 頁、2021.1.7.
- 渋谷区 (2020) 『「渋谷区障がい福祉計画」策定に向けた実態調査報告書』 (<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kurashi/000050783.pdf>) 2021.1.7.
- 白河桃子 (2019) 「炎上の影に『働き方』あり！——メディアの働き方改革と表現を考える」 『足をどかしてくれませんか。——メディアは私たちの声を届けているか』 127-157 頁、亜紀書房。
- 田中和子・諸橋泰樹編著 (1996) 『ジェンダーからみた新聞のうら・おもて——新聞女性学入門——』 現代書館。
- 田中智子 (2019) 「障害者・家族のライフサイクルと社会的支援」 『新・現代障害者福祉論』 163-188 頁、法律文化社。
- 辻はるか・上地勝 (2014) 「日本におけるパラリンピックに関する報道の内容分析」 (https://rose-ibadai.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=14006&item_no=1&page_id=13&block_id=21) 茨城大学教育学部紀要 (教育科学)、63 号、499-508 頁、2021.1.7.

- 富永光昭・塚崎典子・服部美江（1994）「新聞社説にみる戦後日本の障害者問題：朝日新聞社説の分析を中心として」（https://www.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=v3search_view_main_init&block_id=631&direct_target=catdbl&direct_key=%2554%2544%2530%2530%2530%2530%2534%2530%2537%2538&lang=japanese#catdbl-TD00004078-bib）大阪教育大学障害児教育研究紀要、第 16 号、11-32 頁、2021.1.7.
- 内閣府男女共同参画局（2011）『メディアにおける女性の参画に関する調査報告書』（https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/media_research.html）2021.1.7.
- 内閣府令和 2 年版少子化社会対策白書全体版 PDF 版（<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfhonpen/r02honpen.html>）2021.1.7.
- 中西正司・上野千鶴子（2003）『当事者主権』岩波書店。
- 夏堀撰（2008）「戦後における親による「障害児者殺し」事件の検討」（https://www.jstage.jst.go.jp/article/jssw/48/1/48_KJ00004596759/_pdf-char/ja）社会福祉学、48 巻 1 号、42-54 頁、2021.1.7.
- 西日本新聞（2019 年 1 月 19 日）「調査報道、全国に拡大 「あな特」スタートから 1 年、フォロワー 6000 人、記事化 151 本」（<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/480370/>）2021.2.22.
- 日本新聞協会広告委員会（2012）『「2011 年全国メディア接触・評価調査」報告書』（<https://www.pressnet.or.jp/adarc/data/research/pdf/2011media.pdf>）2021.1.7.
- 林香里（2002）『マスメディアの周縁、ジャーナリズムの核心』新曜社。
- 林香里（2008）「ジャーナリズムの正統「くらし」に宿る——現代社会の権力の監視、そして倫理のために」『新聞研究』No.684、28-32 頁。
- 林香里（2011）『<オンナ・コドモ>のジャーナリズム——ケアの倫理とともに』岩波書店。
- 春木裕美（2019）「学齢期の障害児を育てる母親の就業についての実態調査」『厚生指標』Vol.66、No.7、26-35 頁。
- 藤田雅子（1982）「新聞にみる障害者に対する社会の意識」（https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1335&item_no=1&page_id=29&block_id=40）人間科学研究、4 巻、49-60 頁、2021.1.7.
- 藤田雅子（1983）「1982 年新聞にみる障害者に対する社会の意識」（https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1313&item_no=1&page_id=29&block_id=40）人間科学研究、5 巻、63-76 頁、2021.1.7.
- 藤田雅子（1985）「1984~1985 年新聞にみる障害者に対する社会の意識」（https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1285&item_no=1&page_id=29&block_id=40）人間科学研究、7 巻、2

3-35 頁、2021.1.7.

藤田雅子 (1989) 「新聞に見る障害者に対する社会の意識」 (https://bunkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=1216&item_no=1&page_id=29&block_id=40) 人間科学研究、11 巻、39-55 頁、2021.1.7.

松浦加奈子 (2018) 「新聞報道における「発達障害」の概念分析：教師・保護者・発達障害児の振る舞いに関する概念の使用の変化に着目して」 (<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/30763/kyoiku0002800130.pdf>) <教育と社会>研究、第 28 号、13-25 頁、2021.1.7.

美浦幸子 (2019) 「東京 23 区における障害児の母親の就労状況と支援策の検討」 (https://swu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6689&item_no=1&page_id=30&block_id=97) 昭和女子大学現代ビジネス研究所 2018 年度紀要、2021.1.7.

みずほ情報総研株式会社 (2020) 『厚生労働省令和元年度障害者総合福祉推進事業 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究報告書』 (https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01shogai2019_04.pdf) 2021.1.7.

宮崎康支 (2016) 「日本の新聞にみる『発達障害』概念の使用：1984 年から 2014 年までにおける『朝日新聞』および『毎日新聞』の関連記事に対する定量・定性的分析より」 (https://kwansei.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=22040&item_no=1&page_id=30&block_id=85) 総合政策研究、No.52、53-67 頁、2021.1.7.

目黒区 (2020) 『目黒区障害者計画策定に関するアンケート調査の実施結果』 (https://www.city.meguro.tokyo.jp/smph/gyosei/tokei/chosa_hokoku/shogaisha_enq0203.html) 2021.1.7.

Riffe,D., Lacy,S., Fico,F., (2013) “*Analyzing Media Messages: Using Quantitative Content Analysis in Research*”,Routledge. (日野愛郎監訳 (2018) 『内容分析の進め方メディア・メッセージを読み解く』勁草書房。)

Wodak,E.R. & Meyer,M., (2015) “*Methods of Critical Discourse Studies 3rd Edition*”,SAGE Publications Ltd. (野呂香代子・神田靖子、嶋津百代、高木佐知子、木部尚志、梅咲敦子、石部尚登、義永未央子訳 (2018) 『批判的談話研究とは何か』三元社。)